平成２１年（フ）第２３５３号
北海道小樽市銭函５丁目56番地４
破産者　おたる食品株式会社
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２６号
北海道北広島市大曲工業団地１丁目１番地11
破産者　株式会社興発熱学
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２６号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区16棟201号
破産者　友野　敏明
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２号
長野県安曇野市明科中川手3202番地３
破産者　有限会社竹内工務店
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５９４号
名古屋市北区如意５丁目21番地の２
破産者　株式会社エートス
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６号
愛知県豊川市東上町柿木平13番地243
破産者　株式会社篠宮
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３４号
愛知県田原市野田町宮西23番地
破産者　株式会社神谷組
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第８００号
大阪市福島区福島５―17―15―402、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田１丁目３番１―200号
破産者　有限会社ベストゴルフ
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２６号
神戸市須磨区妙法寺字池町956番地の３　ドミール妙法寺101号、従前の住所神戸市須磨区車字道谷山２番地の１　市住１―607号
破産者　山本　正男
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６４号
青森市けやき１丁目23番22号
破産者　株式会社ジーバース
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
相模原市南区相模台７丁目36番26号
破産者　有限会社アケ電気設備
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３３号
相模原市中央区相生２丁目12番５号
破産者　株式会社柊樹外装
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４２号
相模原市中央区田名7361番地23
破産者　コスモ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４８号
相模原市中央区中央３丁目７番４号高橋第２ビル３－Ａ
破産者　株式会社アド・ヴィユー
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５号
神奈川県座間市小松原１丁目37番１―413号
破産者　ＰｉａＬａｎｄ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２１号
静岡県藤枝市青木２丁目２番12号
破産者　株式会社フィールデンホームズ静岡
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６３号
静岡県浜松市南区飯田町214番地の１
破産者　有限会社扇スクリーン印刷
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１号
静岡県浜松市中区富塚町1928番地の８
破産者　有限会社アベニュー
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
三重県伊勢市大湊町513―92　中井裕美方、住民票上の住所三重県伊勢市川端町214番地１
破産者　北本　則行
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
奈良県桜井市大字出雲1196番地の１
破産者　中和運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７４６号
岡山県和気郡和気町大田原220番地２
破産者　有限会社大田原工務店
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９８号
長崎県長崎市旭町16番11号
破産者　有限会社中村食品
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係